

群馬パース大学機関リポジトリ運用指針

(趣 旨)

第1条 群馬パース大学機関リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）は、群馬パース大学（以下、「本学」という。）において作成された教育・研究成果を恒久的に収集、保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。この指針により、リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録者)

第2条 リポジトリに学術成果物を登録することができる者（以下、「登録者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 本学に在籍する、または、在籍したことのある者
- (2) その他、附属図書館長が特に認めた者

(登録対象)

第3条 リポジトリに登録・蓄積・保管（以下、「登録」という。）する教育・研究活動の学術成果物は、次に掲げるものとする。（文字資料以外の電子的資料（画像・データ集）を含む）

- (1) 学術論文（学術雑誌掲載論文、プレプリント、学会発表資料等）
- (2) 学位論文（博士論文、修士論文、卒業論文、学位論文要旨等）
- (3) 教育資料（講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料等）
- (4) 各種研究成果物の根拠となる研究データ
- (5) 紀要等
- (6) 研究成果報告（科学研究費報告書、研究成果報告等）
- (7) 広報誌・報告書等
- (8) その他、附属図書館長が適当と認めたもの

2 前項のうち、公開することに支障がないものに限る。

(登録手続き)

第4条 リポジトリに成果物の登録を希望する者は、所定の手続きにより登録申請を行い、附属図書館長の許可を得るものとする。

(リポジトリにおける取り扱い)

第5条 本学は、リポジトリに登録されている学術成果物を以下のように取り扱う。

- (1) 当該学術成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する
- (3) 複製物の保全（バックアップ）及び利用のための複製を行う

- (4) 学内外の各種システム等との連携のために、学術成果物の複製物及びメタデータを提供する

(登録・公開)

第6条 リポジトリに登録する成果物については、出版者の著作権、その他登録・公開に係る支障が無いことを調査したうえで登録・公開する。

(非公開・削除)

第7条 リポジトリに登録された学術成果物は、次の場合に削除、あるいは非公開にすることができる。

- (1) 登録者が理由を付して学術成果物の削除を申請し、それを附属図書館長が承認した場合
- (2) 学術成果物の内容が他の者に帰属する著作権その他の権利を侵害する場合
- (3) その他附属図書館長が登録・公開することを不適切と判断した場合

(著作権)

第8条 リポジトリに登録された学術成果物の著作権は、著作権者に帰属する。

- 2 登録する学術成果物は、著作権者の許諾を得たもの及び、共著者がいる場合は、共著者の同意を得たものとする。
- 3 登録する学術成果物の著作権は、機関リポジトリに登録された後も、著作権者の元に留保される。

(利用条件)

第9条 ネットワークを通じてリポジトリに登録された学術情報等を利用するものは著作権法に規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(利用条件の周知)

第10条 リポジトリに登録された学術成果物が適切に活用されるよう、著作権法その他関係法令の順守についてウェブサイトを通じて周知するよう努める。

(免責事項)

第11条 リポジトリに登録・公開された学術成果物の利用によって生じた損害について、本学はその責任を負わない。

(事務局)

第12条 リポジトリの運営に関する事務は、附属図書館にて行う。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

(その他)

第 14 条 この運用指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、関係者間で協議の上、定めるものとする。

附 則 この運用指針は、2023 年 1 月 18 日から施行する。